## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２１年（再ロ）第１０１７９号**

神奈川県平塚市山下970―２

再生債務者　高橋　善行

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月31日

東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（再ロ）第１０１９１号**

東京都足立区鹿浜５―３―15―208

再生債務者　藤井　　隆

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月30日

東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（再ロ）第１０１７０号**

神奈川県大和市福田4417―２　H―203

再生債務者　高橋　千幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月31日

東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（再ロ）第１０号**

石川県白山市相木町143番地１暖家202号

再生債務者　笹岡　克行

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月31日　　金沢地方裁判所

## 給与所得者等再生による変更再生計画認可

**平成２０年（再ロ）第２２号**

佐賀県鳥栖市今町810番地ル

再生債務者　中村　守孝

1　主文　本件変更再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月29日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年３月30日　　佐賀地方裁判所民事部

## 防衛省共済組合定款の一部変更について

防衛省共済組合定款（平成14年２月１日制定）の一部を次のように変更する。

平成 22 年３月 26 日

防衛省共済組合代表者
防衛大臣　北澤　俊美

別表（第３条関係）中「

| | | |
|---|---|---|
| 青野原支部 | 兵庫県小野市　青野原駐屯地業務隊内 | |

」を「

| | |
|---|---|
| 青野原支部 | |
| 高知支部 | |
| 兵庫県小野市　青野原駐屯地業務隊 | |
| 高知県香南市　高知駐屯地業務隊内 | |

」に改め、同表陸上那覇支部の項中「第１混成団内」を「那覇駐屯地業務隊内」に改める。

附　則

この変更は、平成22年３月26日から施行する。

防衛省共済組合定款（平成14年２月１日制定）の一部を次のように変更する。

平成 22 年３月 31 日

防衛省共済組合代表者
防衛大臣　北澤　俊美

第16条第３項中「及び防衛医科大学校の学生」を「の学生、防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒」に改める。

第19条に次の１項を加える。

2　附加給付の支給に関する手続に関し必要な事項は、運営規則で定める。

第30条第１項の表中「$\frac{4.36}{1000}$」を「$\frac{4.86}{1000}$」に、「$\frac{8.72}{1000}$」を「$\frac{9.72}{1000}$」に改め、同条第３項の表中「$\frac{4.36}{1000}$」を「$\frac{4.86}{1000}$」に改め、同条第４項中「$\frac{0.76}{1000}$」を「$\frac{0.72}{1000}$」に改める。

附則第３条第２項の次に次の１項を加える。

3　第19条第２項の規定は、一部負担金の額等の払戻しについて準用する。

附　則

1　この変更は、平成22年４月１日から施行する。

2　変更後の第30条第１項、第３項及び第４項の規定は、平成22年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお、従前の例による。

## 教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 22 年４月９日　　埼玉県教育委員会

1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類

古内　和貴、福島県、東京都教育委員会

ア　中学校教諭１種免許状（社会）

イ　高等学校教諭１種免許状（地理歴史）

ウ　高等学校教諭１種免許状（公民）

2　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

## 会社その他の公告

### 合併公告

平成二十一年九月十五日開催の甲の理事会及び評議員会並びに同日開催の乙の理事会及び評議員会において、左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することを議決いたしました。

なお、この合併については平成二十二年三月三十一日青森県知事の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年四月九日

青森県上北郡東北町大字大浦字境ノ沢六番地一　（甲）社会福祉法人新生会
理事長　森川　盛人

青森県十和田市大字大沢田字早坂一九四番地　（乙）社会福祉法人協生会
理事長　森川　盛人

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年三月九日
掲載頁　九十三頁（号外第四十八号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年四月九日

千葉県木更津市朝日三丁目二番二九号
（甲）株式会社川島コーポレーション
代表取締役　川島　燿雄

千葉県君津市小山野四四八番地一
（乙）有限会社カムス総合サービス
代表取締役　川島　正代

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年六月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十九日
掲載頁　一六二頁（号外第一三七号）

平成二十二年四月九日

愛知県愛知郡長久手町蟹原二二〇一番地
（甲）日東工業株式会社
代表取締役　山本　博夫

愛知県愛知郡長久手町蟹原二二〇一番地
（乙）日東エンジニアリング株式会社
代表取締役　竹内　正友